

# 報告レジュメ & 資料

弁護士 湯川二郎

## 控訴審の到達点と今後の課題

### 1. 控訴審第1回弁論の結果

- (1) 「原審の口頭弁論の結果を原審の記録に基づいて陳述」
- (2) 新たな主張立証を促したこと

### 2. 今後の課題

- (1) 開浄水場の歴史的事実を証言してくれる証人の掘り起こし
- (2) 水道法が何を決めているのかを住民の視点で述べてくれる学者探し

## <資料> 第1回控訴審の結果について

1点目は、裁判長が「原審の口頭弁論の結果を原審の記録に基づいて陳述」と述べたことです。控訴審は、第1審の続審と言われます。控訴審が第1審の審理を継続するための手続が「原審の口頭弁論の結果を陳述する」ということです。その場合、通常は、「原審の口頭弁論の結果を原判決記載の通り陳述する」として行います。原審の口頭弁論の結果を「原判決記載の通り」陳述するか、「原審の記録に基づいて」陳述するかは、些細に見えて実はとても大きな違いがあります。

「原判決記載の通り」陳述するときは、第1審で私たちがいろいろ主張したことはすべて原判決で整理されているものとして取り扱われ、私たちの主張はある意味無視されます。しかし、私たちは、控訴理由書で、原判決は私たちの主張を正確に理解していないから、一から審理し直されるべきだと主張しました。本日の高裁の裁判長の訴訟指揮は、まさに私たちの控訴理由を真正面から受けとめてくれたものです。裁判長が「原審で未陳になっている準備書面があるが、それは陳述するのか」と尋ねたのも、まさに第一審の審理をそのまま継続するための手続だったのです。

2点目は、裁判長が「控訴人からはさらに主張立証があるということなので、次回までに証人の候補を絞り、事前に陳述書を出してください。」と釈明されたことです。私たちは控訴理由書で原判決は事実誤認をしていると主張しました。そして、本日提出した準備書面で、控訴審の争点は給水契約の内容が何であるかと

2010/06/18 住民集会

いう事実問題である、給水契約の内容が給水の申込みだけで決まるのか昭和五〇年以来の歴史により決まるのかはまさに事実の重みが決めることであると述べました。裁判長がさらに述べた釈明は、これもまた、私たちの控訴理由を真正面から受けとめてくれたものです。控訴審では、第一回弁論前に裁判官の間で合議をします。第一回弁論前に控訴審の結論を決めて望むのです。ですから、控訴を棄却する事件は、高裁は第一回弁論で即結審します。いくら控訴人が証人申請をしても却下します。私たちが証人尋問を求めたことに高裁が応じたということは、高裁も本件についてはさらに証拠調べが必要だと判断しているからです。証拠調べが必要だということの意味は、原判決を覆す用意があるということです。

控訴審で原判決を破棄するときは、何も証拠調べをせずに破棄することも理論的には可能ですが、そうしてしまうと、地裁の判断が全くなっていないということの意味することになり、地裁の裁判官のメンツが丸つぶれになります。したがって、控訴審で原判決を破棄するときは、通常、控訴審で証人尋問をします。新しい証拠が提出されたから原判決を破棄することになったのだという理屈です。また、その伏線として「控訴人からはさらに「主張」立証がある」という言い方がされました。証人尋問の結果新しく法廷に現れた事実を認定するためには、その事実に対応する控訴人の「主張」が必要なのです。裁判長はさらにと私たちにそれを促したのです。

控訴審で私たちの思いが実現される扉が開かれました。これからの二ヶ月間で、開浄水場の歴史的事実を証言してくれる証人を探しましょう。あわせて、水道法の解釈に関する学者の意見書も引き続き用意したいと思います。まさに大阪夏の陣、暑い夏になりそうです。頑張りましょう。

